

7月より袋田観瀑施設の利用料等を改定します

令和7年4月

大子町観光商工課

日頃より袋田観瀑施設をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、昭和54（1979）年に第一観瀑台や観瀑トンネルが竣工して間もなく50年が経とうとし施設の老朽化が進む中、目下の人件費等の高騰もあり、多額の整備・維持管理費等が生じております。しかし、平成13（2001）年に現在の利用料（大人個人300円等）として以降、現在まで長らく利用料改定をしておりません。

この様な状況から、苦渋の決断となりますが、令和7（2025）年7月1日（火）より下記のとおり利用料等の改定をさせていただきます。

利用料（1人1日につき）			
個人が利用する場合		20人以上の団体が利用する場合	
大人	子供	大人	子供
500円	300円	400円	200円

※大人…中学校の生徒を除く15歳以上の者

※子供…小中学校の児童・生徒

いただいた利用料は、日本三名瀑の名に恥じることのないよう同施設の整備・維持管理や、当町の観光振興のため有効に使用させていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この改定にあたっての旅行業者様に対する経過措置として、誠に勝手ながら下記のとおりとさせていただきます。

<経過措置>

旅行商品（募集型企画旅行、受注型企画旅行又は手配旅行をいう。）について、令和7年6月30日までの料金を適用する。なおこの場合でも、団体料金は20人以上で適用する。

<条件>

下記を全て満たすこと。

①旅行者等（旅行業法（昭和 27 年法律 239 号）の規定に基づく登録を受けた者をいう。ただし大子町暴力団排除条例（平成 24 年大子町条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者等を除く。）による旅行商品（募集型企画旅行、受注型企画旅行又は手配旅行をいう。）の公開日（募集を開始した日）が令和 7 年 3 月 31 日以前であり、かつ催行日が令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までであること。

②旅行者等から、袋田観瀑施設利用料等改定に係る経過措置適用申請書（大子町公式ホームページからダウンロード可能）、旅行商品についての広報資料（チラシ等）、旅行業登録票の写しの提出があること。

※町は、上記申請を審査の上、旅行者等に対し袋田観瀑施設利用証を施行する。